

委員意見への対応状況

番号	発言委員	意見	対応	報告書記載箇所
1	田中委員	まず1点目なのですけれども、この会議での議論を踏まえて、具体的に言うと5ページ目の3行目のところに、平成25年のと書いてあるのですが、その前段に、ここはケースゼロというか、全割れの最大クラスという応急対策があって、それが前提になっている。それに対して、多様な発生形態を踏まえてそれに対応する計画をやるのだという位置づけを少し明確にしておいていただけたほうがいいかなという希望があります。	最大クラスの巨大地震・津波を踏まえて対策が進められている旨、記載	P9L5
2	杉保委員代理	要望を1点。8ページに本県のモデル地区としての取り組みが書いてあるのですが、16行目で終わっていますが、これに加えて、県防災会議に部会を設けて、本ワーキンググループの委員でもある岩田委員に委員長をしていただき、県としての防災対応の方向性も議論したので、その旨は書いていただきたいと思います。	「静岡県防災会議専門部会（南海トラフ地震防災対応）について、記載	P16L20
3	栗原委員	9ページの12行目から、我々中経連のアンケートの話を書いていただいているのですが、非常に前向きに書いていただいております、大企業は中小企業と比較して相対的に進んでいるという書き方をしていたのですが、大企業でも五十数%とか六十数%、まだまだだと思っておりますし、中小に至っては全く進んでいないという危機感を持つような書き方、逆の書き方にしていただかないと、これで満足しているように感じられるので、ぜひもう少し危機感を持った書き方に変えていただきたいと思います。	企業全体ではまだ対策が十分とは言えない旨、記載	P18L5
4	田中委員	今、半割れの議論をしていて、それに関しては、拝見をすると震度分布も出していただいて、半割れの下限についてはそんなのかなという気も若干してきたのですが、少なくとも一部割れという被害がほとんど出ないような、ここで言うケース2の場合は、実際の被害も起きていない中で、地震の起き方によっては社会的な関心度にかなり差が出てくる。そういう意味で、一番わかりやすいのは連続して起きたタイプですね。 それから、連続でなくても、イメージしているのは、74年の伊豆半島が起きて、78年の伊豆大島近海が起きて、一気に社会が警戒宣言で動いているわけです。 そういう面では、今はこれでもいいのかもしれないけれども、危機管理的な情報の使い方ということから見ると、下限とか上限に関しては、今後でもいいのですが、社会的な様相を設定していきながら、もう少し柔軟性を含んだようなことを考えていってもいいのではないかなという気がしたということです。	今後、危機管理の観点から柔軟性を持たせることを検討していく必要がある旨、記載	P26L14
5	尾崎委員	例えばマグニチュード7.8でも7.9でも、震源の浅さとかそういうものによって地上に起こる事象は変わってきますよね。さらに、大すべり域がどうふうに設定されるか云々かんぬんによって。 究極的には、半割れケースと一部割れケースというのは応急対策活動要領のつくり方に大いに影響してくる。応急救助機関がどう配置されてということにかかわってくるとしたときに、そういう問題というのは、地上でどういったことが起こったかによる事象なのだろうと思われるわけでありまして。そういう意味では、一つの基準として持ちながらも、やわらかさといいますが、地上側で起きたことに着目したやわらかさというのは一定持っていただけたらありがたいかなという感じがいたします。	今後、危機管理の観点から柔軟性を持たせることを検討していく必要がある旨、記載	P26L14
6	大林委員	一部割れケースについて、1回で終わらずに、比較的短時間で2度目あるいは3度目と地震が連続して発生した場合も同じ評価基準を用いてよいか。先ほど言いました一部割れが続いているときに、結局1週間1週間延ばしていったとすると、トータルで長くなってしまふ。その1週間のところで、先ほどの半割れも受忍限度だから切ってしまうのかというと同じ議論が、一部割れが続いたときにどうしようということがまたあるかなと思いました。	連発した際の発生確率の推計は可能だが、課題があるため、今後引き続き検討する必要がある旨、記載	P27L4
7	青木委員	特に、この半割れの危険性に関して言えば、7日以内の発生確率が十数回に1回程度であると記載されておりますけれども、南海トラフのエリアにおいては、同時または事後に必ず発生する。その十数回に一度という頻度の発表では、対策しない企業や市民が出るおそれがありますが、この14ページの書き方として、5行目に世界の事例が出てきます。7行目に西暦1000年以降に南海トラフでやったのは必ず発生とか、そういう文言は出てくるのですが、むしろ重要性から考えれば南海トラフを先で、世界の事例というのは後にすべきではないかと。つまり、それぐらいの緊急度がありますよということをやることが必要ではないだろうかと、そのようにも考えます。	南海トラフの事例を先に記載	P29L12

委員意見への対応状況

番号	発言委員	意見	対応	報告書記載箇所
1	田中委員	まず1点目なのですけれども、この会議での議論を踏まえて、具体的に言う5ページ目の3行目のところに、平成25年のと書いてあるのですが、その前段に、ここはケースゼロというか、全割れの最大クラスという応急対策があって、それが前提になっている。それに対して、多様な発生形態を踏まえてそれに対応する計画をやるのだという位置づけを少し明確にしておいていただけたほうがいいかなという希望があります。	最大クラスの巨大地震・津波を踏まえて対策が進められている旨、記載	P9L5
8	尾崎委員	まず14ページについてなのですが、ここは先ほど資料2で議論したことともかわるところであります。20行目のところに、一方として、被災地域以外については沿岸部では住民の避難を始めるものの、大きな被害は発生しない状況ということですが、実際には大津波警報が出ていて、世の中は大混乱ということでありまして、この書き方だと世の中がすごく平穏無事のように見えるので、このあたりの認識をもう一段リアリーを上げて前提としていただくのがよろしいのではないかと一つです。あと、災対本部とか原発とか、Aの後にBが来るかという問題については先ほど申し上げたとおり、これは全体として、この本文にも係るコメントとして言わせていただければと思います。	南海トラフ全体で平時ではなく災害時の社会の状況となっている旨、記載	P31L25
9	尾崎委員	14ページの25行なのですが、被災地以外の地域では、後発の地震が発生した場合に他の地域から多くの応援が見込みにくいとなっているのですけれども、これは今後の応急対策活動要領のつくり方に関係してくると思うので、こだわってお話しさせていただきたいと思えます。確かに被災地に対して全力を投入していくということになるかと思いますが、臨時情報も出そうかという状況の中で、例えば自衛隊は前方展開しないのかとか、そういう議論はぜひしていただきたいと思うのです。ただ、それが自衛隊の持っている戦力の中で、一体どこまでが対応可能でということは確かに考えないといけないのですが、ただ、応急対策活動要領を考えるときにはそれを考えないといけない。消防もやはり、自衛隊もやはりありますが、応急救助機関をどれだけ、次の半割れが残ったところに対してどう振り向けていくのかという議論もぜひ真剣にさせていただきたいと思うのです。そういう観点からいつかときに、この25、26、27、これはその点がやや諦められたような書き方になっていて、今後不安を感じるということでありまして。ぜひこのところをまた御検討いただければとお願い申し上げたいと思えます。	被災地域の人命救助活動等が一定期間継続すると考えられるため、後発地震に対して備える必要がある地域はこのことに留意する旨、記載	P33L8
10	岩田委員	避難のところにに関して申し上げたいのですけれども、避難対象地区内という言葉が2ページのところにばっと出てくるのですけれども、5ページのところの防災対応Aのところを見るといういろいろ書かれているのです。 私の概念としては、例えばある一定のエリアが避難するのではなくて、もともとこの概念は、突然地震が起きたときに助からない人たち、それは一体どういう人たちかという、例えば津波のスピードが速く、時間的に余裕がない地域も確かにありますけれども、例えばお体が不自由で自由に行動できない方々も対象になる。 もう一つあるのは、例えば夜と昼間という違いもあって、昼間は普通に活動できるけれども、夜間だけは退避しておくほうがベストであるところもあって、地域という限定ではなくて、そういった困難な人という人に対する概念でこれを組み立てていただければありがたいと思えます。 どうしてもエリアという、従来の大震法で言う避難対象地区みたいな一定のエリアを最大限にとって全員の方が避難するというイメージをどうしてもしてしまう。これはあくまでも突発では命が助からない人たちに限定して避難を促すのであるというように少し整理をし直していただけたほうがいいのではないかと。	「明らかに避難が完了できない地域」、「間に合わない可能性がある地域」の考え方について表現を整理して記載	P34L23 P47L1、L4
11	岩田委員	6ページの1行目、津波からの避難が間に合わない地域と単純に書かれてしまっていて、どうしても土砂災害のところは何かの形で避難せざるを得ない地域は現存しているのではないかと思います。各自治体にお任せしたときに、津波だけでよとするわけにはいかないとしますので、土砂災害のところ、確かに現状ではなかなか風水害対応でしか指定ができていないと言いますが、ただ、土砂災害の特別警戒区域みたいなところは一方で各市町村は指定していますから、そういった中で避難が間に合わないところもこの中で読めるようにしておいていただきたいというのが私からの提案です。	地域の指定が困難である旨、要配慮者利用施設は考慮が必要な旨、記載	P35L15

委員意見への対応状況

番号	発言委員	意見	対応	報告書記載箇所
1	田中委員	まず1点目なのですけれども、この会議での議論を踏まえて、具体的に言う5ページ目の3行目のところに、平成25年のと書いてあるのですが、その前段に、ここはケースゼロというか、全割れの最大クラスという応急対策があって、それが前提になっている。それに対して、多様な発生形態を踏まえてそれに対応する計画をやるのだという位置づけを少し明確にしておいていただいたほうがいいかなという希望があります。	最大クラスの巨大地震・津波を踏まえて対策が進められている旨、記載	P9L5
12	鎌田委員	もう一点は、以前、私から話をしたかと思うのですけれども、例えば16ページの1行目にありますように、企業の防災対応というところで、事前に何らかの措置を実施することという、この何らかの措置というのを具体的に書いていただきたいということを申し上げていたと思うのです。最終的にもうこれは何らかの措置ということとどめることになるのでしょうか。例えばのような事例を載せるほうがいいのかどうかはあると思うのですけれども、次の地震が1週間以内に発生する確率が高いのであれば、企業情報をバックアップするとか、いろいろな企業の持っている施設が遠方にあるのであれば、地震後に道路閉塞で施設・設備の確認ができないと困るので、職員を遠方の施設に派遣・待機させるとか、何らか緊急対応の体制が企業でもとれるべきだと思いますので、そういうものを明示するほうが企業側としては対応がとりやすいのではないかと考えております。	具体例として「事前のデータバックアップ」を記載	P37L3
13	尾崎委員	本来の5ページですけれども、これからいろいろ御議論があらうかと思いますが、従前から、半割れケースについては防災対応Aから防災対応Bへという流れで行ってという話だったのですけれども、ここをいきなりBをなくすことに果たしてどれだけの意味があるのかなど。受忍限度というのは、恐らく避難者が避難先で暮らすことについて最も受忍限度というのが早期に来るのであって、家具の固定をしっかりしましよとか、寝る場所について工夫しましよとか、特に危険物の取り扱いには注意しましよということぐらいは、やはりもう少しやってもらったほうがいいのではないのかなど。そういう意味において、防災対応Bぐらいは十分受忍できる範囲、逆に言うと、社会としてそれぐらい備えているほうが安心感を与えるということになるのではないかという気がします。 ただ、防災対応Bがいつまでも続くことが確かに心配だとしたとき、例えば防災対応Bの終期について、これもある意味文系的な決めになるのかもしれないけれども、例えば一定1カ月と定めるというのもまた一つの考え方もしれないのではないかな。この桃色と黄色の間にもう一色あってもいいのかなという感じがちょっといたします。	1週間後以降、「一部割れケース」の防災対応を1週間取ることを基本とする旨、記載	P38L10
14	野口委員	防災対応といってもいろいろな内容のものがあり得ると思います。防災行政の話で出てくる予防の話から応急対策の話まで、いろいろあると思うのですが、先ほど資料2の5ページで話題になったところの色塗りの仕方もそうだと思うのですけれども、警戒を強めるという予防レベルに近い対応策と、プレ応急というのですか、避難をしたり自主避難を考えたり、避難の準備をしたりするという対応策の話と、防災対応といってもいろいろなグラデーションがある話で、防災対応という言葉で一緒になってしまっているのではないかという印象があります。行動する側の主体としては、恐らくそこをきちんと分けておくとわかりやすいのかなという気がしたということです。今回のペーパーの一番重要なところの一つは、地震が発生したことによって警戒レベルをぐっとひき上げなければいけない状態になったというメッセージを伝えることなのではないかと私は思っていて、地震の発生自体により、警戒レベルをぐっと上げなければならぬのだということをはっきり伝えた上で、その上で、応急対策として、実際に避難とか何らかの行動をしなければならぬという段階の事柄について、どういう段階で、誰が、いつ、そのような行動の準備や行動を考えておかなければならぬのかという話があり得るのかなと。15ページを見ると、避難という話の中の最後に、警戒レベルを上げるという話が出てくるのですけれども、警戒レベルを上げるという話と避難するという行動レベルの話とを、少し意識的に書き分けると、よいのではないかなという気がいたしました。	「半割れケース」は沿岸域の避難を前提とする、「一部割れケース」及び「ゆっくりすべりケース」は警戒レベルを上げることを中心とする、旨記載	P44L21
15	平田委員	情報のあり方について、今回の南海トラフの地震について、ここはまとめられているのですけれども、もう既に議論になっていますが、南海トラフで大きな地震が起きると、気象庁は緊急地震速報や津波警報を出しますから、それも含めた記載にさせていただいたほうがよろしいかと思います。	最初の地震に対する緊急地震速報や津波警報等が出ている中で発表される旨、記載	P47L20

委員意見への対応状況

番号	発言委員	意見	対応	報告書記載箇所
1	田中委員	まず1点目なのですけれども、この会議での議論を踏まえて、具体的に言う5ページ目の3行目のところに、平成25年のと書いてあるのですが、その前段に、ここはケースゼロというか、全割れの最大クラスという応急対策があって、それが前提になっている。それに対して、多様な発生形態を踏まえてそれに対応する計画をやるのだという位置づけを少し明確にしておいていただいたほうがいいかなという希望があります。	最大クラスの巨大地震・津波を踏まえて対策が進められている旨、記載	P9L5
16	橋爪委員	今回、半割れ、一部割れの情報が数分後から差別して出されるようになってきていると思うのですが、これはどういふふうにして判断をするのかというのがよくわからなくて、数分で半割れ、一部割れというふうになってしまうのか。それとも、30分で調査して、第一報が気象庁から出た時点で見えてくるのか。はたまた、2時間後の分析結果後に半割れとか一部割れが判断されるのかというのが多分あると思うのです。 これが起きた瞬間にある種情報でも差別がされていて、半割れ、一部割れというのがわかってしまうような感じで書かれているのですが、我々マスコミとしてどの段階できちっと情報を出していくのか、住民に伝えるのかというのは非常に大事なところですが、これが情報の文言だけ伏せられたようにして出てきて、そこで判断しろと言われるのは非常にづらいですし、今回は半割れだ、今回は一部割れだということを示すタイミングをはっきりしてもらいたいなと。それが数分でできなければ、無理して最初の段階でこういう文言を書く必要はないのではないかなと私は思います。 数分のときであれば、結構明確に書いていただかないと、例えばよく気象庁で出ている記録雨の情報なんかは、約と書くとレーダーの解析で、きちっと数値が入っていると実測だと。これはもうマニアックの人しか、我々わかっている人間しかわからない、そういう情報の出し方を実際にも結構されているわけです。そういうことのないように、これは大事な情報なので、半割れの可能性があるとか、そういうことを含めて、最初の段階できちっと書いていただかないと、我々伝える側としてどこまで踏み込んだほうがいいのかというのが、判断を任せられるというわけにはいかないと思うので、そこは今後、議論を含めて明確にしたほうがいいかなと思います。	最初に発表する情報を「半割れケース」、「一部割れケース」で共通化する旨、記載	P50図29
17	岩田委員	突発地震対策の25ページのところなのですけれども、いろいろ書いていただいていた部分で、一つ、例えば津波とか土砂災害の特別警戒区域相当に値するような地域というのは、それを解消するための何らかの施策をどこで検討するとか、そこを書いておいていただきたいと思うのです。いつまでもこれを残したまま突発発生のときにどう対処するかという議論をしても仕方がないので、それはきちんと国として解消していくという方針を書いておいていただきたい。	緊急的な避難が難しい地域の解消に向けて取り組むことも重要である旨、記載	P52L18
18	鎌田委員	この臨時情報というのは、もしその後地震が来ればすぐ有効なはずなのだけれども、もしその後地震が来なければ、ある意味、すぐそれは社会的に混乱するものにもなるのだと思うので、臨時情報が来た後にも地震が来なかったとしても、社会として受容できるような内容がこの中にあるといいかなと思うのですけれども、それについては御検討ください。	続いて必ず地震が起こるものではないことを周知することが重要である旨、記載	P53L14
19	青木委員	地震発生と同時に発生するか、直後に起きる液状化現象のことについては必要ないかどうか。特に津波の浸水地域対策とか、高知県は既に2013年にこの液状化対策の予測図というものを公表しているのですけれども、問題は津波浸水予想と比べ液状化という認知度が低いということ。それから、避難を妨げる要因になりかねないという液状化現象があるわけですが、そうすると、その対策としてはもちろん地盤改良や沿岸に鋼管を打ち込むということもありましようけれども、もう一方では逃げるとき複数の避難経路だとか、そのようなことも考えられるのですが、この液状化に対する認知度合いはいいかなのでしょうか。重要度合いというのは。	液状化等地震発生時の影響についても可能な限り考慮する旨、記載	P54L1

委員意見への対応状況

番号	発言委員	意 見	対応	報告書記載箇所
1	田中委員	<p>まず1点目なのですが、この会議での議論を踏まえて、具体的に言うと5ページ目の3行目のところに、平成25年のと書いてあるのですが、その前段に、ここはケースゼロというか、全割れの最大クラスという応急対策があって、それが前提になっている。それに対して、多様な発生形態を踏まえてそれに対応する計画をやるのだという位置づけを少し明確にしておいていただけたほうがいいかなという希望があります。</p>	<p>最大クラスの巨大地震・津波を踏まえて対策が進められている旨、記載</p>	P9L5
20	栗原委員	<p>突発地震への備えが基本と書いていただいて、まさにこのとおりだと思ってありがたいのですが、25ページの6行目です。住民、企業等の防災対応を検討するに当たってということで、正しく恐れることが一番必要ではないかと思っていて、恐れるためには相手を知ること。結局、何が起きるのか、どういう状態になるのかということまで落とし込みができないと、事前の対策もできないと思います。確かにマグニチュードが幾つであるとか、そういうのも地震全体を押さえる、あるいはその後のことを考える場合には必要なのですが、個々の対策を練っていくときに、マグニチュードが9であろうが8であろうが余り関係なくて、それぞれの個人であり企業にとってどういう事態が起きるのか。設備だとか、たんすだとか、いろいろなもの転倒がどうなるのか。あるいは電気、ガス、水道のインフラはどうなるのか。交通機関はどうなるのか。学校はどうなるのか。お医者さんはどうなるのか。そういった具体的な状況が想定されないと対策は進みようがないと思いますし、半割れだろうが一部割れだろうが個々の対策にとっては余り関係なくて、そこで起きることがいかに具体的に想定をできるか。それが事前の対策の鍵になるのではないかと思いますので、そういうことにつながるような、ワーキンググループのまとめなのか、ガイドラインなのか、ちょっとわかりませんが、そういうところまで触れていただいて、そのように落とし込む努力につなげていただきたいと思います。</p>	<p>交通機関やライフライン、学校等が実施する防災対応が大きく影響するため、それらと調和を図る必要があることに留意する旨、記載</p>	P54L1

委員意見への対応状況

番号	発言委員	意見	対応	報告書記載箇所
1	田中委員	まず1点目なのですけれども、この会議での議論を踏まえて、具体的に言う5ページ目の3行目のところに、平成25年のと書いてあるのですが、その前段に、ここはケースゼロというか、全割れの最大クラスという応急対策があって、それが前提になっている。それに対して、多様な発生形態を踏まえてそれに対応する計画をやるのだという位置づけを少し明確にしておいていただけたほうがいいかなという希望があります。	最大クラスの巨大地震・津波を踏まえて対策が進められている旨、記載	P9L5
20	岩田委員	それから、26ページの避難先の確保というところで、先ほどちょっと御発言がありましたけれども、多くは今、避難先の避難所として小中学校、高等学校、いわゆる学校施設だとか体育館が対象になっております。実はそこをいつまでも使っているのでは、先ほどの学校教育をどう維持するかという問題は解消しないのです。できれば地域のコミュニティーセンターみたいな施設をきちんとこういった対処ができるように、これはこの対応だけではないのですけれども、一般災害もそうなのですが、コミュニティーセンターのような施設を地区ごとにちゃんと整備していく。これも方針をどこかで入れておいていただきたいというのが私からの意見です。	地域のコミュニティーセンターの有効活用等、必要な環境整備に努める必要がある旨、記載	P54L14
21	大林委員	避難のことについてなのですが、避難してほしい方、健常者もさることながら、弱者の方ほど必要だろう。ただし、弱者の方ほど今度は避難生活のリスクがあるので、本当に避難の必要がないかもしれないということを考えるとどちらのリスクが大きいのだろう。弱者の人ほど、むしろ避難しないことのほうが安全だと考えてしまうかもしれないということがあると思います。そういう意味では避難所での生活の水準をできるだけ上げることで避難を選んでいただけたらと思うのですが。 特に弱者の方であると、介助の方がいないと避難できないとか、あるいは避難生活を続けられない。なので、その受忍期間がどのぐらいなのかということも、介助してくれる人がいてくれるのかどうかということが結構大きな要因になると思います。 そここのころは、実は企業等が活動を継続するかどうかと連動してくる内容になるのかなと思います。	体が不自由な方は避難や避難生活にリスクがある旨、記載	P54L21
22	尾崎委員	気になるのは、避難所における対応についてで、確かにまだ地震が起こっていないので商店も開いているので、自分で買って持ってこいとかいろいろ書いておられたりします。これは結局どれだけ長くなるかわからないので、そのときにかかる財政負担などがすごく心配ということもあって、こういう限定のついた表現になっているのだろう。私は元財務省なのでそういう気持ちはよくわかるのですが、多分現実問題としては相当程度の人がもう逃げていて、しかも、着のみ着のまま逃げてきていて、なぜかという、津波警報が出ていますからね。そういう状態になっているのだという前提で、先ほど先生も言われましたけれども、避難所における対応は発災直後の対応そのものみたいな形で考えていたほうが、実際のシナリオとしては現実的なのではないかと思えます。 臨時情報が出た、冷静にいつ津波が来るかわからないけれども、逃げられない人は逃げましょうねと言って、何人かが御飯を調達しながら上上がったという姿ではないのではないかと。そのあたりのシナリオの考え方は少しリアリティーに即して考えたほうがよくなるかという気もしますし、避難所における対応も財務省は怒るでしょうけれども、万全な対応をとっておくようにしたほうがよくなるかという気はいたします。兼ね合いの問題もあるかと思えます。	住民は、避難に備えて日頃からの食料確保に努める旨、記載	P54L28
23	田中委員	通常に事業者が営業しているから食べ物は買えるというのは、事業者は避難勧告が出たら営業停止というのが基本的な発想です。津波避難困難地域に対して避難勧告、地域的に出してしまったら、このお店は閉じていますね。遠くまで行けばいいのではないかと話なのだけれども、余り細かいことは言いませんが、大きな話としては、自分で入手できるということはかなり限定的で、細かい話はまた後ほどの骨子案で。	住民は、避難に備えて日頃からの食料確保に努め、事業者は、円滑な物流機能の確保に努める旨、記載	P54L28
24	野口委員	余り先のことは考えないでよろしいのかもしれないのですが、実際に行動計画をつくっていく段階で、恐らく一番法的に問題になるだろうというのは避難の話だと思うのです。これを誰がどのように指示して避難して、うまくいけばいいのですけれども、うまくいかなかったときの責任の関係とか、いろいろ考えていくと、この避難の話というのは少し切り分けて慎重に検討を進める必要があるというメッセージも含めて書かれておくといいのかなという気がいたしました。	続いて必ずしも大規模地震が起こるものではないこと周知する旨、住民一人一人が考えて理解しておくことが重要で住民の意見を聴く必要がある旨、記載	P53L14 P55L15

委員意見への対応状況

番号	発言委員	意見	対応	報告書記載箇所
1	田中委員	まず1点目なのですけれども、この会議での議論を踏まえて、具体的に言うと5ページ目の3行目のところに、平成25年のと書いてあるのですが、その前段に、ここはケースゼロというか、全割れの最大クラスという応急対策があって、それが前提になっている。それに対して、多様な発生形態を踏まえてそれに対応する計画をやるのだという位置づけを少し明確にしておいていただけたほうがいいのかという希望があります。	最大クラスの巨大地震・津波を踏まえて対策が進められている旨、記載	P9L5
25	田村委員	もう一点は26ページの16行目あたりですが、避難という言葉は今、避難行動と避難生活があったり、それから、この安全なというのは、何に対して安全なのかという避難の考え方を整理して書いていただくとうかがいたいという2点です。	避難行動を「避難」、避難生活を「避難生活」として書き分けて記載	P54L21
26	鎌田委員	もう一つ、先ほど資料2で御説明があったときに、通信事業者が指定公共機関として挙がっていました。大震法で計画をたてないといけない事業者が、この骨子の中の28ページの最後の14行目以降に病院とかもろもろが入っているのですが、28ページのこの項目の中に通信も入ってもいいのかなと思いますので、それを御検討ください。	通信や物流等の指定公共機関が含まれる旨、記載	P55L25
27	田中委員	これは大震法から引っ張ってきているので、現状に合わない。決定的には物流が抜けているとか通信も抜けています。大震法との関連の整合を図りながら、今大事なファンクションを明示するのはとても大事なことだと思います。	通信や物流等の指定公共機関が含まれる旨、記載	P55L25
28	鎌田委員	一つは、以前にもこの中で議論があったかと思うのですが、住民が避難するとなったときに、小学校を使うことを私は想定しているのですが、そうすると、子供たちは学校が休校になるのかどうか。学校教育がそのまま継続されるようなことがありながら、避難所を開設することができるのかどうか。もし休校になるのであれば、保護者が子供を引き取りに行くような話も出てくることになるので、かなり社会的にパニックになるのではないかとと思うので、この辺を丁寧に書いていただければということをおもっています。	検討に当たっては、学校の休校や体育館等を使用した避難先の確保などが社会活動に密接に関係するため、地域で調和のとれたものとする必要がある旨、記載	P56L9
29	田中委員	細かいところで、今、鎌田委員とか大林委員がおっしゃっていたような企業対応とか社会状況で、かなり矛盾していることがたくさん書かれています。その個別の話をここでどこまで詰められるかわからないので、28ページの最後のところの個別分野における防災対応の検討に当たって配慮すべき事項ということで、これはかなり懸念される点が多々あります。そういう面では、実は余りこの会議の場では社会的な状況とか社会的な混乱について議論する余裕がなかったので、1つ〇を起こしていただいて、どこまで書くかわかりませんが、学校とか保育園とか、社会サービスと書くのか、あるいは避難、買い占め行動、どこまで書くかは別の問題ですけれども、社会的な状況を想定し、それに必要な個別計画を検討するというように書いて、後はどこまでつけ加えていただくかということで、明記していただきたいと思いました。	検討に当たっては、学校の休校や体育館等を使用した避難先の確保などが社会活動に密接に関係するため、地域で調和のとれたものとする必要がある旨、記載	P56L9
30	岩田委員	1点だけ簡単に。28ページの先ほどの病院とか一連の事業所の分野別のことが書いてあるのですが、作業の分野といいますか、例えば港湾でケーソン作業をしているとか、そういったジャンルのところもきちんと対応できるのかどうかということをごどこかで読めるようにしておいていただきたい。この産業の分野別だと、そこが入ってこないものですね。日本海中部地震のときの能代で作業員の方がたくさん犠牲になりました。なったり、ああったケースのところ、要するに、住民の中では突発的で間に合わないケースということ限定しているわけですから、そういったジャンルで産業界のところを少し読めるようにしておいていただければと思います。	個別分野だけでなく、港湾区域における作業や足場作業等、地震や津波の発生時のリスクが高い作業にも留意する必要がある旨、記載	P56L11